

前橋宮久保歯科 行動計画 2025

職員が仕事、育児および良好な家庭環境を維持し、妊娠・出産・復職時においても、その能力を十分に発揮できるよう、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024 年 12 月 1 日～ 2027 年 11 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除制度、産前産後の母性健康管理についての資料を作成し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2024 年 12 月～ 法に基づく諸制度、母性健康管理についての調査
- 2025 年 1 月～ 制度に関する資料を職員に配布
- 2025 年 3 月～ 制度の確実な取得を推奨し、取得中も休業者の心身へのサポートを図る。

目標 2：高校校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 2024 年 12 月～ 中学入学前までの子を持つ職員の時短勤務制度導入
- 2025 年 12 月～ 院内掲示や説明会による社員への短時間勤務制度の周知
- 2026 年 1 月～ 高校入学前までの子を持つ職員の時短勤務制度導入

目標 3：妊娠中や産休・育休後の職員のための相談窓口を設置する。
父親の育休取得制度拡充に伴い、父親を含めた休業者への相談を行う。

<対策>

- 2025 年 12 月～ 父親も含めた相談窓口の設置について職員へ周知
- 2026 年 1 月～ 父親も含めた相談窓口の設置を実施

目標 4：時間外労働時間の削減
(一人当たり平均 8 時間以下/ 月 比率 5 % 以下)

<対策>

- 2025 年 12 月～ 時間外労働時間の実態調査
- 2026 年 1 月～ 時間外労働時間の職員への説明と徹底

